

平成30年第4回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年12月12日

1. 開催場所 西予市議会第3委員会室

1. 開 会 平成30年12月12日

午前 9時03分

1. 閉 会 平成30年12月12日

午前11時35分

1. 出席委員

委員長 山本 英明

副委員長 井関 陽一

委員 中村 一雅

委員 竹崎 幸仁

委員 源 正樹

委員 菊池 純一

委員 中村 敬治

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

生活福祉部長

兼福祉事務所長 藤井 兼人

子育て支援課長 松田 禎子

福祉課長 上中 保博

長寿介護課長 浅野 幸彦

健康づくり推進課長 沖村 智

環境衛生課長 佐々木 邦仁

市民課長 松本 豊和

明浜生活福祉課長 三好 忠利

野村生活福祉課長 森本 美重

三瓶生活福祉課長 井上 又文

子育て支援課長補佐 岩本 博文

子育て支援課係長 清家 昌弘

福祉課長補佐 長野 静香

福祉課係長 河野 友紀

長寿介護課長補佐 竹内 克也

長寿介護課係長 信宮 佳子

医療対策推進室長 河野 千恵香

健康づくり推進課長補佐 亀岡 敦志

環境衛生課長補佐 大塚 義導

環境衛生課長補佐 細谷 涼子

市民課長補佐 宇都宮 積矢

市民課係長 二宮 夕子

1. 出席議会事務局職員

書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

議案第126号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について

議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)

議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前9時03分

**○井関副委員長**

これより平成30年第4回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

**○山本委員長**

委員長が挨拶を行う。

**○井関副委員長**

次に、藤井福祉事務所長より挨拶をよろしくお願いたします。

**○藤井福祉事務所長**

藤井福祉事務所長が挨拶を行う。

**○井関副委員長**

審査に移る前に注意事項を申し上げたいと思います。

発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。また、携帯電話は持ち込み禁止となっておりますが、万が一持ち込まれている方は電源をお切りください。

これより先の進行は委員長が行います。

**【子育て支援課】**

**○山本委員長**

それではこれより本日の会議を開きます。

まず、議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

**○松田子育て支援課長**

改めましておはようございます。

それでは、議案第126号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について説明を申し上げます。

本市が設置する野村保育所は平成30年7月豪雨の影響により、床上約4.3メートルまで浸水し、平成7年度建設の当該施設及び設備等、機能が著しく損壊しました。

現在、野村地域教育福祉複合施設の2階を臨時代替施設として保育事業を実施しております。

今後、被災した現在の野村保育所の位置での保育所再建は同規模の洪水災害の可能性が否定できないことや避難経路の確保の困難さなど、安心・安全な子育て支援の観点から望ましくないと判断し、移転新築の方針を決定しました。

今後の方針に沿いまして、旧野村保育所は解体

の方向で進行しており、新野村保育所が完成予定の平成32年9月までの期間、現在、12月25日に開園予定となっている仮設住宅の隣接敷地内に建設中の仮設保育所で保育を実施するため、野村保育所の位置を変更する必要があり、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○山本委員長**

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

**○中村敬治委員**

野村保育所の新築移転ということで場所を、今理由を述べられたわけですがけれども、地元の議員も数名入って、新野村保育所検討委員会があったと聞いておるわけですがけれども、委員は14、5名だったように聞いておりますけれども、この委員会はどういう経過をたどって候補地が決まったのか。その辺概要がわかれば、主な発言などもあったと思いますが、その辺説明願ったらと思うわけですが。お願いします。

**○松田子育て支援課長**

それでは、ただいま質問のありました建設委員会等の説明について、詳細を説明させていただきます。

新野村保育所の今後の方針につきまして、2回の建設検討委員会を今終了しております。この建設検討委員会は、今後も継続の予定になっております。

ただいま質問がありました内容につきまして、まず、1回目の委員会におきましては、今後の野村地域において教育・保育をどのようにしていくのが1番いい形なのか、それは、今後の子どもたち、出生数も含めて園児がどのぐらいの推移をとるかということも含めまして、教育・保育を一つの形にしていくということも想定しながら、そのあり方を検討委員会の中でいろいろと委員のご意見をいただきました。その委員のメンバーとして、議員も入っていただいたんですけども、小学校の校長先生、地域の代表の区長、そして、保育園・幼稚園の保護者、そういうメンバーで構成されておきまして、1回目だけではなかなかあり方の検討ができなかったので、2回目に持ち越して再度考えていただくということと、うちのほう

も案をもう一度練り直して提出させていただきました。

その結果、現在、野村保育所は定員150名で平成7年度再建の際になっておりますが、その150名という保育の定員数だと、恐らく将来保育園と幼稚園が、今の時点ではないにしても、一つになったときにも、子どもたちがその園に通っていただくことが可能じゃないかということを考えまして、現状のまま復旧をしようということ、いろいろと認定こども園の話も出ましたが、現状では、今の保育園をそのまま再建、今回は災害復旧ということで、大きな規模をつくるということは、国の災害復旧費の該当にもならないということで、現状復旧ということで保育園と幼稚園をそのまま残した形で、今回は、新保育所を再建するという検討に至りました。

その際、現在の保育所は、建築全体で3,400平米の保育園だったんですが、今回、被災を受けた保育園は、園舎の部分は1,300平米という状況の中、それにプラスして職員及び保護者の駐車場を確保しなければいけないということで、かなりの土地が必要ということでいろいろと案を、その委員の中で出していただきまして、その案の中で、メリット・デメリットをいろいろとうちのほうも提出し、委員からも多くの意見をいただき、検討していただいた結果、現在の、新聞等でも発表させていただきまして、後ほど補正予算の中にも出てくるんですけども、建設場所としまして、東宇和建设会館、周辺農地等を建設予定地として決定したということです。

#### ○中村敬治委員

もともと3,400平米だったというところ、いろいろ委員会で検討されたら、職員の駐車場とか広いにこしたことはないと思っておりますし、決まったところは県道沿いですから場所的にも非常にいいと思っておるわけですけども、新しいところは結局3,400からいくぐらいになったんですか。

これ後の議案にも出てくるんでしょうけれども、せっかく面積言われましたのでお尋ねしたいんですが。

#### ○松田子育て支援課長

今ほど言われましたように、後ほど説明させていただきますんですが4,300平米となっております。その増加分、1,300の園舎につきましてはほぼ同

等のものをということが災害復旧の原則でありますので、そこについては大きく変えていくということにははっきりした理由というものが必要になってきますので同規模で建築の予定ですけれども、あとはどうしても狭かった園庭だとか駐車場だとか、その辺を少しずつ広げていき、快適な生活空間をと考えております。

#### ○山本厚生委員長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○中村一雅委員

質問になるかどうかわかりません。ずっと原状復旧でないと国の予算措置が受けられないので、原状復旧が大前提だという話は理屈としてはよくわかります。

だけれども野村にお住まいの方の中には、変な言い方ですけど、災い転じて福となすっていう、「今までどおりになってよかったね。」ではなくて、「前よりよくなってよかったね。」という方向に持っていきたいという願いが結構根強くなると思うんですよ。今からずっと野村に住み続けたいと思われる方にとっては。

予算措置としては原状復旧のものしかやれないかもしれないけれども、アイデアといいますか、ソフトでもう少し改善というのではなくて、新しい発想も入れて、こうなってよかったねという結果に導いていただきたいとそのように思います。質問になっていませんけどよろしく願いいたします。

#### ○藤井福祉事務所長

中村委員からいただきました意見、もともと思っておりますので、復旧に当たりましてはそういうソフト面なども考慮しながら今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○山本厚生委員長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○井関副委員長

委員からの質問ですが、私も検討委員会に入っておりますので少し付け加えさせていただきますと、今の場所は病院の近くであるということが1点、その病院の近くであるということで、子どもに何かあったときにはすぐに対応ができるんじゃないかなということが1点と、それから、小学校の近くにあるということで、幼稚園も小学校も近くにあるということで一つの文教地区みたいな形

にすることができるんじゃないかなということ  
で、運動会やなんかの時には小学校のグラウンドも  
また駐車場として利用できるということで、全  
てのことを考えて、あの場所がいいんじゃないか  
なということに決定をしたところでございます。  
ちょっとつけ加えでした。

#### ○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。  
(「なし」と呼ぶものあり)

#### ○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。  
お諮りいたします。

議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正  
する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手  
を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山本委員長

挙手全員により、当委員会としましては、原案  
どおり可決することに決しました。

次に、議案第130号「平成30年度西予市一般会  
計補正予算(第8号)子育て支援課所管分につい  
て議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

#### ○松田子育て支援課長

それでは、議案第130号 平成30年度西予市一  
般会計補正予算(第8号)のうち、子育て支援課  
所管分につきまして、予算書に基づいてご説明を  
申し上げます。

予算書の20ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総  
務費1971万6000円の増額補正でございます。まず  
初めに、事業概要の保育所管理事業1820万円の増  
額補正でございますが、平成30年4月1日、公立  
から民間の西予総合福祉会に移管しました多田保  
育園及び石城保育園につきまして、民間移管後の  
安定的な運営を支援するため、西予市民営化保育  
所運営費補助金交付要綱に基づき、運営補助金  
1820万円を交付するものであります。

続きまして、保育所等施設整備事業費151万  
6000円の増額でございますが、平成32年4月に民  
営化を予定しております高山保育所は、移管先法  
人が、平成33年4月までに現在の新明浜支所を建  
設しております敷地内に新築移転する予定となっ  
ております。それに先立ちまして、現在の新明浜  
支所建設工事とあわせて、新高山保育所用の上水

道給水管を埋設する工事を行えば、経費の削減や  
再度掘削の必要がないことから、その予算を計上  
するものです。これにつきましては市道部分のア  
スファルトを剥がし、再度舗装するのに約50万円  
必要ということを建設課から聞いております。

4目保育所費につきましては、歳出補正額はあ  
りませんが、さきの補正4号におきまして仮設保  
育所の設置工事費、そして補正3号におきまし  
て、厨房設備にかかる費用を一般財源で計上し  
ておりました。今回、仮設保育所設置工事費につ  
きましては、社会福祉施設災害復旧費県支出金と  
して6651万7000円。仮設保育所設置工事費及び固定  
の備品である厨房器具につきまして、地方債  
2790万円の財源組み替えをいたしております。

最後に31ページをお開きください。

11款災害復旧費、5項社会福祉施設災害復旧  
費、2目社会福祉施設災害復旧費1億2176万  
3000円の増額補正でございます。先ほども説明い  
たしましたとおり、7月豪雨災害で被災した新野  
村保育所整備に係る土地購入費9500万円及び土地  
測量、造成設計と基本設計、実施設計委託料  
2676万3000円を増額するものでございます。財源  
といたしましては、基本設計、実施設計に係る費  
用の769万5000円を災害復旧費県支出金として、  
用地取得費、土地取得費、土地造成費等にかかる  
費用のうち、地方債の8860万円を見込んでおり  
ます。

新野村保育所につきましては、先般、行政報告  
会で報告させていただきましたが、東宇和建設会  
館の敷地及びその周辺の農地約4,300平米を予定  
しております。しかし、敷地面積の確認過程で東  
宇和建設会館が所有の一部を分筆し、他の事業所  
に売買する計画が判明しました。西予市といたし  
ましては、買収面積の減少が発生しても、新野村  
保育所建設には影響ないものとして事務を進めて  
いく予定としております。

建設地の取得につきましては11月21日財産処理  
審議会におきまして、慎重・厳正に審議の上、ご  
承認をいただいております。なお、新野村保育所  
の開園は平成32年9月ごろを目指しております。

以上、子育て支援課所管分の説明とさせていた  
だきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう  
お願い申し上げます。

#### ○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑に移ります。質疑はありませんか。

#### ○中村敬治委員

20ページの説明で、多田保育園・石城保育園に対して、今年度1820万補助をするということのようですが、これについて、先ほどの説明では、運営補助金に係る要綱に従って補助をすると言われたんですけども。その運営の要綱というのがどういうものなのか、私らはちょっと皆目わからないので、いきなり1820万と言われても、その根拠をもう少しわかりやすく説明願ったらと思います。

#### ○松田子育て支援課長

西予市民営化保育所運営費補助金交付要綱につきまして説明させていただきます。

この要綱は30年4月1日から適用しております。内容といたしましては、市が市立保育所から民営化した保育所に対しまして、運営の安定化を目指すために補助するものとしております。その内容としましては、園舎の整備・改修、施設整備等も入っております。民営化保育所の運営に関する補助も含めて、ある一定の期間補助すると定めております。内容としまして少し触れさせていただきますと、ちょっと遅くなったんですけども、民営化後に保護者にアンケートをとって、その結果、民営化までに直すことができなかった園庭等、例えば多田でしたら、雨が降ると本当に園庭の水はけが悪くって、そこで非常に困っているというご意見があって、あるいは石城でしたら、テラスにもう少し雨をよけるような屋根をずっとつけてほしいという要望が上がったりしております。そして、先般の県の指導監査におきましても、遊具の不備等が見つかっておりますので、そういうものの整備も含めて、それと一番には、園児及び保護者が安心・安全に、公立から民間になりましても、安定した保育、安心した保育を提供できるという意味合いをもってこの補助金を支出する予定となっております。

#### ○中村敬治委員

そうしますと、この1820万円が多田に幾ら、石城に幾らぐらいを想定されておるのか。

そして、通常引き渡すまでに化粧直しはして渡すのが当たり前でして、おくれた理由、何で民営化した後にこういうことするのか、いろいろ要綱の中にそうなるとるのかもしれませんけれども。

そうしますと1820万の中で、県とか国とかの補助金は幾らぐらい見込まれているのかと思いましたが、その辺、いろいろお尋ねしますけども、順をおって説明願ったらと思いますが。

#### ○松田子育て支援課長

まず整備につきまして、民営化する前にどうしてきちっとできなかったかという理由ですが、ある程度双方の民間先の社会福祉法人と市では、施設を見て回りまして、可能なところは整備したつもりだったんですが、そこに保護者のご意見を十分にお伺いできてなかったというところがありまして、それで、保護者の方のご意見から、そういうところの不自由さを今回のアンケートでかなりのいろんなご自由な意見をいただいたので、その中で直せるところは整備していったり、その辺のところは十分うちが把握しきれなかったと。それについては、環境整備ということでうちのほうの十分できてなかった部分を民間先でやっていただくという。

それと、国・県からの補助ですが、今言われておられるのが、事業主として、教育・保育。それにつきましては、給付費として支出する分ですが、30年度は、多田保育園に3682万791円の見込みです。これはまだ完全には終わってませんので。

1870万につきましては、多田保育園に1000万、石城保育に820万、一般財源。

#### ○中村敬治委員

これは補助はないんですか、1820万全部一般財源ですか。

#### ○松田子育て支援課長

一般財源です。

#### ○中村敬治委員

なるほど、後付けで。

#### ○山本厚生委員長

中村委員。挙手で言っていたら。

#### ○中村敬治委員

そうすると、今説明があった中ではこの1820万ということに対して国や県からの補助はないということで理解してよろしいんですかね。

そうすると、この化粧直しということで、事前に民営化する前であれば補助が受けられたのかなという気もするんですけども、後付けでご父兄からの意見を聞いた結果、こういうことに追加で直さないかんというようになったのかなという疑

念が生じるわけですが、その辺はそうであればちょっと段取りが悪かったのかなという気がしてしまうわけですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○松田子育て支援課長

以前にも民営化する際に少し説明を入れさせていただいたんですけれども、公立がする場合には、運営費に関しましても、また、整備に関しましても、大規模なものに対しては補助というものは一切ありません。

今回、説明の中で、一つの例としてそういう整備ということも触れたんですけれども、これに対しては国・県・市の割合で補助金として民営化したところについては、大規模な整備については補助金が出ます。それプラス、ほかにも細かなところで、例えば保育士たちも変わっていきますので、その辺のところの支出の同じような形で教育はしているんですが、できるだけ子どもたちが、大きく変わったという印象にならないような運営をしていただくように、その運営、安定化を目指して、整備のことが強調されてしまったんですけれども、それプラス1番にはそういう安心・安全な環境という人的なものとか、環境的なものも含めて、そういう環境整備というような、それと安定して運営できるようにということで、市単独での補助金とさせていただきます。

#### ○中村敬治委員

大体20ページの多田・石城保育所の件につきましては、説明いただきましたので、ありがとうございます。

それで31ページの新しい野村保育所建設の關係に移りますが、これは今はゆめちゃんこにあって、また、運動公園の仮設の分が年末25日にでき上がるということですので、そちらに移って、また何年間かそちらで保育をされるということですが、野村の仮設の保育所も含めて、建設費、取り壊し費、そして新野村保育所の用地取得、9500万と言われましたけれども、用地取得費、また建設費など、いろいろもろもろの、これ大災害を受けた結果、こういう出費を伴うようなことになったわけですが、それらについてはなかなかこう、ここに県支出金とか地方債とか書いてありますけれども、なかなかこれ見ただけでは、補助率とかがわかりにくいので、その辺わかりやすく仮設についてのそういう建築費用、あるいは取り壊

し費用、そして新築については、用地費とか、建物について、どれだけ国や県の支援が受けられるのかという点についてまず説明願ったらと思います。

#### ○松田子育て支援課長

ご質問いただきました諸経費になりますが、災害復旧として、社会福祉施設災害復旧費として県支出金として出しているものにつきまして、もともと仮設保育所でありましたら、設置工事費に係るものにつきましては、補助対象となりますが、リース及び園舎の取り壊し、解体に係る予算につきまして、あとは内蔵設備、厨房等の設備につきましては補助対象外となっておりますので、今回、第1次、第2次と査定が終わりましたのはまだはっきりした通知は来ておりませんが、仮設保育所の園舎設置工事費のおよそ75%、その対象とする中からも、細かく査定がありまして、例えば、カーテンとかはもちろんのこと、ここについては査定外とするなど、査定がありますので、一応75%からももとのうちが基礎としている部分と、それから差し引かれるものがありますので、およそ75%というところを見込んでうちのほうは県支出として想定しております。その仮設保育所の今、上げておりますのがおよそ園舎リース、厨房機器、それに光ケーブルで、先生方のメッセージとして使用等しますので、それを合わせますと1億617万6000円を想定しております。

それと旧保育所の解体、これは先般補正で上げさせていただきましたが、解体工事等の委託料等全て含めまして、今のところ想定しておりますのが5000万近く、新野村保育所整備事業につきましては、まだはっきりしたものが言えない部分もあるんですけど、現在わかっておりますところが用地取得一式及び土地測量、造成等合わせますと、1億2000万ぐらいの、これは建築設計までですが予定しております。

#### ○藤井福祉事務所長

補足をさせていただきますと、まず仮設保育所につきましては、リース料が、新しい保育ができるまで、まだあと2年ぐらいかかりますので、先ほど課長が申し上げたのが30年度だけの金額でございまして、トータルしますと、ちょっとケーブルの引き込みとかはのけて、仮設保育所だけでいきますと、32年8月までの分で1億1718万円を予定しております。リース料は先ほど対象にな

らないということで、リース料が現在のところ32年8月まで1375万9200円、設置工事費が8868万9600円ということで、この設置工事につきましては75%の災害復旧事業費の対象となっております。

それに加えまして、新しい保育所ができましたら、仮設保育所を解体する必要もございまして、現状も整地する必要もあるということで、解体撤去と原状回復に1473万1200円かかるということで、全てしますと約1億1700万の仮設の事業費を今計上させていただいております。

旧野村保育所の解体につきましては、約5000万と申しましたが、委託料等と撤去費を合わせまして4880万ということでこちらは解体だけでして、そこに建て直すということではないので、補助の対象にはなりません。全部一般財源でございますが、起債で対応したいと考えております。

新野村保育所は今回用地買収と設計を組まさせていただきましたので、今後設計をしていく中で工事費もまた出てくるかと思っておりますのでその際にはまた委員会にご報告をさせていただきたいということで補足させていただきます。

もう1点、今のところ解体工事の起債も難しいんじゃないかということで予算は計上しております。

#### ○中村敬治委員

そうしますと新野村保育所も全く新しいわけですが、その用地費とか、建築費、そういうもの、備品なんかは大したことはないのかもしれませんが、そういう補助対象になるものに対して補助率は幾らぐらいになるわけですか。

#### ○藤井福祉事務所長

新野村保育所につきましては、今回、補助の対象になっているのは設計の部分だけでして、あとは用地費とかは起債で対応するようにさせていただいております。建物を含めまして設計に対する補助率も75%ということです。

#### ○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○菊池委員

新野村保育所の用地買収等は今どういう状態になっとんでしょうか。

#### ○岩本子育て支援課長補佐

用地交渉につきましては、地権者と話し合いをしております、前向きにご検討いただいております。

状況でございます。

この12月議会で予算成立後、土地収用法の認定を受けまして、事業認定が受けられましたら、土地の交渉を行ってまいりたいと考えております。

#### ○山本厚生委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

#### ○山本厚生委員長

ないようですので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山本厚生委員長

挙手全員により当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時48分)

#### 【福祉課】

#### ○山本厚生委員長

再開いたします。(再開 午前9時52分)

次に、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」福祉課所管分を議題いたします。

上中課長の説明を求めます。

#### ○上中福祉課長

改めましておはようございます。

議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)のうち、福祉課所管分について予算書に基づきましてご説明申し上げます。まず歳出からご説明させていただきます。

予算書の19ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、事業概要の社会福祉庶務事業39万2000円の増額補正でございますが、これは、職員の産前産後休暇取得のための代替職員の任用に係る経費を計上したものでございます。

次に、4目障害者福祉費のうち、事業概要の障害者総合支援給付事業1億986万9000円の増額補正でございますが、給付費見込み額が、現予算を大きく上回ると予想されるため、その不足額を計上するものでございます。

この事業には多くのサービスメニューがありま

して、利用者数や利用回数により、月々の請求額が大きく変動いたします。添付させていただいていますデータをごらんいただけたらと思います。自立支援給付費推移をごらんください。

左縦列が各種サービスメニューでございまして、右に過去4年間の実績及び平成30年度の実績見込み額を掲載させていただいております。平成30年度実績見込みでは、利用見込み者数は、平成29年度に比較しまして延べで340人程度減少を見込んでおりますが、今年度からの各種サービスの報酬改定、それに合わせまして利用者の高齢化に伴う障害支援区分が重度化することによりまして、給付費が上昇する要因となっております。このことにより増額補正をお願いするものでございます。歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書の12ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉国庫負担金を5493万4000円増額補正するものでございますが、これは、歳出でご説明申し上げました障害者総合支援給付事業1億986万9000円の増額補正に伴う国の負担分として、2分の1に当たる額を増額補正するものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金を2746万7000円増額補正するものでございますが、これも歳出でご説明申し上げました障害者総合支援給付事業費1億986万9000円の増額補正に伴う県の負担分として、4分の1に当たります額を増額補正するものでございます。

次に、7節災害救助費繰替支弁交付金1億5026万3000円でございますが、平成30年度一般会計補正予算（第3号）におきまして、議決いただきました災害救助費にかかる福祉課所管分の経費につきまして、財源を一般財源から振り替えるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○山本委員長

上中課長の説明は終わりました。

これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

#### ○藤井福祉事務所長

1点だけ補足させていただいたら。最後に説明しました災害救助費繰替支弁交付金1億5026万3000円のうち、福祉課に所管する部分は、そのうち1億4988万3000円ということで、38万円分は健康づくりの所管になるのでまた後ほどご説明をさせていただきますらと思っております。

#### ○山本厚生委員長

補足ありがとうございます。質疑はございませんか。

#### ○源委員

今ほどご説明いただきました障害者総合支援給付事業ですけど、いわゆる総合支援法に基づく給付事業だと思うんですけども、これ延べ人数先ほど資料の中でご説明いただいたので延べについてわかるんですけども、対象になれる方が、実人数わかりましたらご説明いただけたらと思っております。

#### ○上中福祉課長

障害者総合支援事業のサービスの対象者として、平成30年9月30日現在で計270名おられます。そのうち区分が6区分ありまして、1が1番軽いんですが、区分6になれば重度化に向かいます。この区分の分布についてもご説明させていただいたらと思っております。区分1が人数で2名、区分2が40名、区分3が52名、区分4が37名、区分5が51名、区分の6が88名、計270名となりまして、申し上げましたように重度化の方が多くなって、かかる経費が膨らんできとるという状況でございます。

#### ○山本厚生委員長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○井関副委員長

今のところと同じところですけども、給付事業の中で、1億という大きな予算の差が出とるんですけど、この見込みの違いはどこから生まれてきたんでしょう。

#### ○山本厚生委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時02分）

#### ○山本厚生委員長

再開いたします。（再開 午前10時04分）

#### ○上中福祉課長

ただいまのご質問ですが、決算特別委員会の席でご説明させていただきましたとおりのことでございます。

#### ○山本厚生委員長



ほかに質疑はございますか。

#### ○中村敬治委員

19ページの今質問のありました総合支援給付事業が先ほど源議員からの質問で、市内に対象者が270人おられるという話ですが、これはどんどんふえていく傾向にあるのか、減っていく傾向にあるのかということと、例えば特別支援学校の前にひまわりの郷がございますけれど、ああいうところでそれぞれ給付されておるのかなという気がするんですけど。市内の事業所はどのぐらいあるのか。

そしてその事業所の中ではそれぞれ作業をされておるわけですが、そこで作業をされて得られた収入などによって給付に増減などがあるのかないのか。そこで作業された方は、前回お尋ねしたような気がするんですけど、作業された人に皆その事業所が支給していると聞いたわけですが、そういうような収入があった場合に、その施設への給付が増減するのかわからないのか、一律なのか。先ほど6区分があると言われましたので、その区分に従って粛々と支給を一方的にされているということだけなのか、その辺わがりにくいのでお尋ねしたいと思いますが。

#### ○上中福祉課長

区分認定を受けられている方の直近の推移というご質問が1点目だろうと思うんですが、平成29年度でご報告させていただきますと、この区分審査はおおむね3年に1回行うこととなっております。29年度に区分審査を行わせていただいた方が92名おられまして、そのうち新規が7名でございます。喪失、資格を失くされた方、65歳に到達しますと介護保険の制度に移行しますので、その方が5名、死亡された方が2名、転出が1名ということでございまして、新規が7名、喪失が8名という状況にありまして、そう増減がある状況ではございません。

事業所数についてのご質問がございましたが、以前の決算特別委員会でもご説明をさせていただきましたが、サービス種別ごとに、西予市内に57事業所ございまして、三瓶・城川・明浜に12事業所、残り宇和・野村が中心でございまして、45事業所が宇和・野村に事業を展開していただいているという状況でございます。

それとそういう施設でサービスを利用された方に対する報酬の支払いにつきましては、中村議

員おっしゃられましたとおり、区分ごとの報酬にあわせて、報酬に伴う分を粛々と支払いをさせていただいておるといってございまして、そういう障がいをお持ちの方が、就労支援事業所で就労に当たっていただいた賃金につきましても、前回もお話をさせていただきましたが、愛媛県内の事業所に比較しまして西予市は平均しますと高い賃金がお支払いされているようでございます。ちなみに、あい笑が、月額換算しまして工賃として3万6831円という賃金を支払いされております。時給に換算しまして436円という状況になります。ほかにもいろいろと事業所がございまして、1番高いところがレインボーアグリでして、月額で、農作業を中心にされとるとお聞きしておりますが、5万456円の賃金をお支払いされているということでございます。こういう状況でありまして障がいをお持ちの方もこういう作業に取り組むことによって生きがいを持った社会生活を営んでいただきますよう私も努力してきてまいりたいと思っております。

#### ○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○中村一雅委員

勉強不足で申しわけありません。自立支援給付費推移の表のところで、よくわからないので教えていただきたいことがありまして、訓練等給付費の中に就労継続支援A型、B型とございますけれども、就労継続支援ということが具体的に何をするのかということがよく理解できておりません。

A型とB型の違いもわからなくて、それぞれ利用者の表の中にございますけど、これは利用者の方に支払われるのか、事業所に対して支払われるのかと。そういうお金の使い道というのがよくわからないんですが、教えていただいたらと思います。

#### ○上中福祉課長

就労継続支援のA型とB型はどう違うのかということでございますが、まず1点、A型につきましては雇成型、B型につきましては非雇成型ということになりまして、A型につきましては雇用契約を結んだ上での雇用という労働形態と。Bにつきましては非雇成型ということで、労働契約を結ばずに作業をしていただくという形態になっております。

それで賃金につきましても、その事業所で設

定が可能となっております。働かれた時間数に応じてそこに労働していただいた対価としてお支払いをされとるということですので、それと別に、そういう労働に対して支援をされる方に対しても、それは別に、市から直接費用としてお支払いがされるようになっております。就労支援に当たっていただく方に対しては、これも程度によって1日当たりの単価が違いますが、平均しておおむね1日障がい者の方に支援していただく対価としまして、8,000円程度が市から支払われとるようになっております。

#### ○山本厚生委員長

個人に支払われるということですよ、事業所ではなく。中村一雅委員の質問はそのような感じだったかと思いますが。

#### ○中村一雅委員

障がい者の方が仕事をしたい。それに対しては賃金が事業所から支払われる。ここに記載されているお金はその利用者とか事業所ではなくてそれを支援している人に対して支払われていると理解してよろしいでしょうか。その支援員という業種の方がいらっしゃることでしょうか。

#### ○上中福祉課長

そういう支援員がおられまして、支払いは法人に支払い機関を通じてお支払いをさせていただいて、その法人からそういう支援員の賃金に充てるということになっております。

#### ○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○竹崎委員

先ほど聞き漏らしたと思うんですが。57事業所、これの念のために内訳を教えてください。明浜・城川・三瓶が12、宇和・野村45という数字は控えたんですが。それぞれの町の数字をもう一度教えてくださいませんか。

#### ○上中福祉課長

すいません。この件につきましては、後で集計させていただいて、57事業所の各旧町別の事業者数についてご報告させていただきます。

#### ○山本委員長

それでは後ほどよろしくお願ひします。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

#### ○山本厚生委員長

ないようですので以上で質疑を終結といたしま

す。

お諮りいたします。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山本厚生委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時17分)

#### 【長寿介護課】

#### ○山本厚生委員長

再開いたします。(再開 午前10時29分)

次に、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」長寿介護課所管分について議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

#### ○浅野長寿介護課長

それでは、議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)のうち、長寿介護課所管分につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

補正内容は歳入のみで、財源の変更、一般財源から特定財源、災害復旧事業債への財源振替に伴うものでございます。

補正予算書17ページをお開き願ひします。

20款市債、1項市債、11目災害復旧事業債のうち、3節その他施設債及び5節社会福祉施設債においてそれぞれ3710万円、510万円を一般財源から特定財源、災害復旧事業債へ振り替えるものでございます。事業金額の変更はございません。

それでは、それぞれの振替内容の説明をさせていただきます。まず、3節その他施設債、一般単独災害復旧事業債復旧事業(その他施設)4970万円のうち、当課計上分3710万円につきましては、7月の西日本豪雨により崩壊しました野村町の特別養護老人ホームしいのき園施設裏山の復旧工事に係る事業にかかわるもので、7月末の臨時議会で議決いただきました事業費4000万円のうち、災害復旧事業対象外分290万円を差し引いた金額3710万円を一般財源から特定財源、災害復旧事業債に振り替えるものでございます。

続きまして、5節社会福祉施設債、一般単独災害復旧事業社会福祉施設1億2160万円のうち、当

課計上分510万円につきましては、同じく7月の西日本豪雨により被災しました游の里温泉地下機械室の復旧工事にかかる事業経費590万円のうち、既に議決いただいております災害復旧事業債80万円を差し引いた金額510万円を新たに一般財源から特定財源、災害復旧事業債に振り替えるものでございます。

以上で、一般会計補正予算の長寿介護課所管分についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

#### ○山本委員長

浅野課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

#### ○中村敬治委員

一般財源から災害復旧事業の特定財源に振り替えると言われたわけですが、しいのき園の裏の崩壊とか、游の里のああいう浸水とか。そういうものについて、災害復旧、市単独災害というようになっておりますけれども、これらについては、補助率はどの程度、そして、復旧期間はどの程度というようなことになっておるのでしょうか。その辺ちょっとお尋ねいたしますが。

#### ○浅野長寿介護課長

この起債の充当につきましては、財政課でご承知させていただいておりますけれども、その中で例えば、游の里の機械室、デイサービス部門の起債につきましては国の充当がなされております。そのほかの部分につきまして、今回改めて一般災害復旧事業債に充てさせてもらうという形で、基本的に事業費に対しては、応分起債と国の補助とで当たっていると認識しております。

#### ○藤井福祉事務所長

補足をさせていただきますと、まず、しいのき園の裏山の事業につきましては、これ全て単独事業なので国の補助はついておりません。ただし災害復旧事業債ということで、起債につきましては、先ほど課長から説明ありましたように、290万は災害復旧事業債の対象にならない部分がありましたので、残りの3710万を今回起債計上させていただきます。

游の里の関係につきましては、今回被災したのが温浴部分とデイサービス部分がございますので、デイサービスは先ほど課長から説明がありま

したように国の補助事業の対象となっておりますが、温浴は対象外ということでございますので、その分につきましては、対象外のところは起債を充てる、補助対象になっているところは補助と起債をつけております。補助率は4分の3ですので75%となっております。

以上、補足をさせていただいたと思います。

#### ○中村敬治委員

デイサービスのところは75%の国費が入られるということ、後は単独債ということで、起債ということになっておるようではございますけれども、起債の充当率というのはどの程度ですか。100パーセントはないと思うんですが。

#### ○藤井福祉事務所長

今回の災害復旧事業債につきましては100%の充当となっております。

#### ○山本委員長

続いて、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

#### ○山本委員長

それでは質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山本委員長

挙手全員により当委員会としましては、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時38分)

#### 【健康づくり推進課】

#### ○山本委員長

再開いたします。(再開 午前10時49分)

次に、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

#### ○沖村健康づくり推進課長

それでは、議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)のうち、健康づくり推進課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づきご説明申し上げます。初めに歳出についてご説明申し上げます。

予算書20ページをお開き願います。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費につきましても、補正額698万8000円のうち、本課所管分の支出補正額はゼロ円ですが、38万円の財源組み替えが必要となりましたので、後ほど歳入の説明の際に説明をさせていただきます。

次に21ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましても、95万3000円を減額補正しております。このうち、八幡浜地区施設事務組合負担金事業は114万5000円を減額しておりますが、これは同事務組合の平成29年度繰越金が確定したため不用額を減額補正するものです。また、保健衛生庶務事業は113万5000円を減額補正いたしました。これは、三瓶支所生活福祉課臨時職員の人件費に係る不用額が生じたためです。

次に、旧国保診療所等維持管理事業は132万7000円の増額をいたしました。今春廃止した依津歯科診療所を民間譲渡するための準備を進めてまいりましたが、このたび譲渡のめどが立ったことから、開院に向けて必要な備品や消耗品等を購入するための経費でございます。

次に、32ページをお開きください。

11款災害復旧費、7項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費は、補正額はゼロ円ですが財源組み替えをいたします。さきの補正第6号において、7月豪雨で被災した野村保健福祉センター修繕工事費は一般財源で計上してございましたが、今回、国庫支出金1222万5000円、また、地方債4970万円のうち、本課所管分1260万円の市債を財源として見込んでおります。

次に、歳入についてご説明いたします。13ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、11目災害復旧費国庫補助金、3節保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金1222万5000円を財源組み替えいたしました。ただいまの野村保健福祉センター修繕工事の歳出説明のとおり、この財源の一部として、本国庫補助金を見込んだものでございます。

次に、14ページをお開きください。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金、7節災害救助費組換支弁金交付金1億5026万3000円のうち、本課所管分の歳入額は38万円でございます。これは、補正第3号において、避難所

の消耗品及び医薬品に係る災害救助費補正支出額90万円。また、補正第4号で52万円を充当財源として計上してございましたが、今回、本支弁金交付金の38万円を充て、一般財源から組み替えるものでございます。

次に、17ページをお開きください。

20款市債、1項市債、9目衛生債、1節保健衛生債は先ほど説明いたしました八幡浜地区施設事務組合負担金事業のうち、休日夜間急患センター運営負担金額の確定に合わせて市債も減額補正したものでございます。11目災害復旧事業債、3節その他施設債4970万円のうち、本課所管分は1260万円を計上しておりますが、先ほどの野村保健福祉センター修繕工事の財源に一般単独災害復旧事業債をその一部に見込み、一般財源から組み替えるものでございます。

以上、一般会計補正予算（第8号）の健康づくり推進課所管分の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

#### ○山本委員長

沖村課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

#### ○山本委員長

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

#### ○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時58分）

#### 【環境衛生課】

#### ○山本委員長

再開いたします。（再開 午前11時04分）

次に、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」環境衛生課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

### ○佐々木環境衛生課長

それでは、議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）環境衛生課所管分についてご説明をさせていただきます。

まず歳出についてご説明をいたします。予算書の21ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費でございますが、財源内訳を一般財源から災害対策債へ財源を変更するものでございます。これについては、平成30年西日本豪雨災害に伴い、7月臨時議会で可決いただいた予算分として、災害廃棄物処理事業3億1230万8000円の2分の1として1億5610万円及び被災建物等解体撤去支援事業1億8000万円の2分の1として9000万円、合計で2億4610万円を特定財源とするものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。予算書は17ページをお開き願います。

20款市債、1項市債、11目災害復旧事業費、4節災害対策債2億4610万円を先ほど歳出で説明いたしました災害廃棄物処理事業、被災建物等解体撤去支援事業の経費に充当するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○山本委員長

以上で佐々木課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑はございますか。

### ○中村敬治委員

実際に全壊とか大規模半壊とか、取り壊しする家屋が大体方向性が定まってきたと思うわけですが、何戸ぐらいあって、主に野村地区だろうと思うんですけども、それ以外にも1割ぐらいはあろうと思うんですけども、どれぐらいの戸数があって、実際年度内に、それだけまとまった数があれば、年度内には完了し切らないと思うんですけども、それらについて当然繰り越ししてやっていかれるんだろうと思うんですけども、実際取り壊して、いわゆる建設リサイクル法に従って分別・解体・処分をしていくということになると見通しとして事故繰越などは起こらないような形で、地元業者として余り利益の出ない仕事を引き受けてくれておるのかどうか、その辺ちょっと心配なんですがいかがですか。

### ○佐々木環境衛生課長

今公費解体の関係の申請件数ですが、11月末で128件終わっております。そのうち工事の発注が38件、建設課の所管で発注をしていただいております。契約金額としましては、今6400万円ほどの契約となっております。災害関係につきましては、年度内精算というのが基本でございます。今度また国で災害査定があります。担当課としましては年度内完成ということで処理は考えております。そういった中で現在38件契約をしていますので、ここ2月ぐらいまでには何とか契約が終わるのかなというところもあるんですが、万一3月末までに処理ができないというような事が発生しましたら、繰り越し等も検討していきたいと考えております。

### ○中村敬治委員

契約は128件あるうちの38件ということですが、残りはどんな見通しでしょうか。

### ○佐々木環境衛生課長

うちのほうの書類審査としては全て終了をしております。今建設課でそれに対しての積算を行ってもらっている状況でございます。あと実際それが終わったら、業者に発注をして、現地で三者立会、業者と所有者、そして市が立ち会いをして、ライフライン等がきれいに切れているかどうかの確認をして現場に入ることになります。そういうことで進めております。

### ○中村敬治委員

現段階で38件ということであれば、いいのか悪いのかちょっと私もわからないんですけども、3月末までに128件が完了するとは思えないわけですが、当然繰り越ししてやられると思うんですが、実際割の悪い、こういう分別解体事業を、引き受けてくれる業者というのは非常に少ないのではないかと。それでなくても、一般の公共土木施設の災害復旧でもう手いっぱいになっておると。結局、建設課の問題になると思うんですけども、市外の業者とか、被災が比較的少なかった八幡浜地区とか、愛南地区とか、ある程度余裕のあるところからの応援を求めるとかいう話はまだ出てないのでしょうか。

### ○佐々木環境衛生課長

市外からの応援につきましては、まだ話は出ておりません。当初建設課でどのくらいの業者ができるかという話がありまして、15業者ぐらいはや

れるだろうという話は聞いております。

**○井関副委員長**

今128件出ているということでありますが、今後まだふえる可能性ってあるんですか。それともこの128件で全て完了すると考えておられるんですか。

**○佐々木環境衛生課長**

当初の計画では200件程度予定して予算をあげさせてもらっておりますが、ここ最近の申請を見ますと、最近2件追加で上がったところがあるんですが、もうほとんど出ているという状況と考えております。

**○山本委員長**

ほか、ご質疑ございませんか。

**○井関副委員長**

きょう昼からの所管事務調査で行くようになっているんですけど、野村産業とグリーンガーに行かしてもらおうようになってるんですけど、こちらで木材とコンクリは全て処理できるということでしょうか。

**○佐々木環境衛生課長**

木材につきましては、宇和町の平成産業とグリーンガーの2箇所処理をお願いしております。グリーンガーが野村地区でありますので、運搬費がどうしても安くなるというところもありますので、グリーンガーを主に考えております。あとコンクリート殻につきましては野村産業で今のところ受け入れが順調に進んでおりますので、今の段階では野村産業、あと木質については平成産業、グリーンガーで対応をしていきたいと考えております。

**○山本委員長**

ほか、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**○山本委員長**

質疑もないようですので、以上で終結といたします。

お諮りいたします。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**○山本委員長**

挙手全員であります。

当委員会といたしましては、挙手全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時15分)

**【福祉課】**

**○山本委員長**

再開いたします。(再開 午前11時20分)

**○上中福祉課長**

失礼します。先ほど福祉課所管分についてご審議いただきました。その中にご質問のありました件についてご報告をさせていただきます。

障害者福祉サービス事業の旧町別の数についてのご質問ですが、一つの事業所が複数のサービス事業提供事業所として指定を受けているところもありますので、竹崎議員のご質問にありました延べの事業所数となりますが、明浜で5、宇和で26、野村19、城川4、三瓶3事業で、合計答弁しました57事業となります。事業所数となりますと合計で29事業所、旧町別では、明浜が2、宇和が14、野村が11、城川が1、三瓶も1事業所となります。

また、先ほどの障害者サービスを受けている対象者はとのご質問について270人とお答えをしましたが、区分認定を必要としないサービスもございまして、その人数90名おられますので、対象者といたしましては360名となります。訂正をさせていただきます。

**○竹崎委員**

そしたら総数の57の事業所数の内訳、実際複数でやっているということなので、三瓶1、城川1、明浜2、宇和14、野村町11、計29の本当の実質の事業所は29の経営者で、実質数字は57だったけど29の経営者という言い方は当てはまらないかもしれないけど、その実数がそういうことだったということですね。

**○上中福祉課長**

竹崎議員のご指摘のとおりでございます。

**○山本委員長**

ほか質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**○山本委員長**

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時24分)

**【市民課】**

**○山本委員長**

再開いたします。(再開 午前11時24分)

次に、議案第130号「平成30年度西予市一般会

計補正予算（第8号）」市民課所管分及び議案第131号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の2件を一括議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

### ○松本市民課長

失礼します。それでは、議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）の市民課所管分につきまして補正予算に基づき、ご説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。まず、歳出からご説明いたします。3款民生費、1項社会福祉費、7目人権対策費、補正額59万9000円の増額補正でございますが、老朽化が進み、今後入居者も見込めない空き家の伊延改良住宅3棟、6戸について、国への用途廃止の手続が完了次第、解体・整地を行うための設計委託料を計上するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、9目後期高齢者医療費でございますが、28節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出事業の77万7000円の減額補正でございます。繰出事業につきましては、後期高齢者医療特別会計補正予算で詳細にご説明させていただきます。

13ページの歳入をごらんください。

13款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金、補正額17万2000円の増額補正でございます。国民年金法改正により、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除の施行に伴う国民年金システムの改修委託に係る経費分について、基礎年金事務費委託金を増額するものでございます。なお、歳出につきましては、まちづくり推進課情報推進室の電算システム開発導入事業に計上しております。全額国の委託金でございます。

以上で、議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）の市民課所管分のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正予算に基づき、ご説明申し上げます。補正予算書の7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。まず、歳出からご説明を申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般

管理費、補正額はありますが、特定財源の組み替えでございます。国庫支出金77万7000円の増額、その他財源、一般会計繰入金77万7000円の減額でございます。保険料軽減特例の見直し等に伴い、保険料徴収システムの改修にかかる費用について、国の補助金が決定したことによるものでございます。全額国庫補助でございます。システム改修にかかる予算は当初予算に計上済みでございます。

6ページの歳入をごらんください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事業費繰入金、補正額77万7000円の減額補正でございます。6款国庫支出金の増額補正に伴う一般会計繰入金の調整によるものでございます。

次に、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金、補正額77万7000円の増額補正でございます。先に歳出でご説明いたしましたシステム開始に係る高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を計上したものでございます。

以上で、議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○山本委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより2議案につきまして、質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時30分）

### ○山本委員長

再開いたします。（再開 午前11時31分）

### ○中村敬治委員

一般会計補正予算第8号ということで19ページ、改良住宅事業ということで、人権対策費の中の改良住宅事業で59万9000円ということですが、これは伊延地区と説明があったわけですが、伊延地区ということになりますと多分1棟で2戸になった住宅だったように思うんですね。ですからそれで3棟解体されるんじゃないかな、6戸というような、私ちょっとそこそこは聞き漏らしたんですが、こういうように老朽化したところは当然解体撤去するというのは仕方ないわけですが、地域改善事業で建設された住宅が市内にたくさんあると思うんですが、まず、実際

全体でどのくらいあって、そして入居率がどんな  
んかなど。かなり空き家が多いんじゃないかなと  
思っておりますので、その辺、今後どうい  
うように解体を進めていかれるのかなという  
そういう計画があれば説明願ったらと思  
うところです。

#### ○松本市民課長

今、改良住宅は、全体で75戸、入居者は58、  
空き家が17となっております。伊延住宅は先  
ほど中村議員が言われたように1棟で2戸  
という形になって、実際に壊すのは3棟  
という形です。計画的には今のところ順次、  
老朽化している部分は解体という形で今  
年度から事業として取り組む予定にして  
おります。

#### ○藤井生活福祉部長

この改良住宅、小集落改良住宅と正式名は  
言いますが、市で団地別の管理計画も策定  
をさせていただいて、今後の方向性とかも、  
その計画に基づいて実施をしていきますが、  
大もとは、公共施設の総合管理計画とい  
うのが市にございますので、その下の  
中で、さらに、この住宅の管理計画もつ  
くっておりますので、それに基づいて今  
後進めていきたいと考えております。

#### ○山本委員長

ほかに質疑はございますか。  
(「なし」と呼ぶものあり)

#### ○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で  
質疑を終結いたします。

それでは1議案ずつお諮りをいたします。  
お諮りします。

最初に議案第130号「平成30年度西予市  
一般会計補正予算(第8号)」市民課所管分  
について、原案に賛成の委員の挙手を求  
めます。

(賛成者挙手)

#### ○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会とし  
ましては、原案どおり可決することに決  
しました。

続きまして、議案第131号「平成30  
年度西予市後期高齢者医療特別会計補  
正予算(第3号)」につきまして、原案  
に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会とし  
ましては、原案どおり可決することに決  
定いたしました。

た。

それでは本委員会に付託されました  
議案につきましての審査は全て終了いた  
しました。

厚生常任委員会、これにて閉会をいた  
します。

閉会 午前11時35分

西予市議会委員会条例第30条第1項の  
規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長